

「さあ投票
選挙の主役は
あなたです」

岬町選挙管理委員会
発 行

参議院議員通常選挙

投票日 ▶ 令和元年 7月21日(日) 午前7時から
午後8時まで

開票 ▶ 午後9時15分から
岬町役場2階会議室

投開票速報 ☎0180-997744
■午前8時から午後9時▶投票速報 ■午後10時頃から▶開票速報
ホームページ <http://www.town.misaki.osaka.jp/>

■投票できる方

投票できる方は、平成13年7月22日までに生まれた日本国民で、平成31年4月3日までに転入の届出をされ、引き続き岬町の住民基本台帳に登録されている方です。

なお、国政選挙では、他の市区町村に住所を移されても選挙人名簿に登録されている方（転出後4か月以内）は、旧住所地で投票することができます。

■投票所入場整理券

岬町で投票できる方には、投票所入場整理券を郵送します。ご本人が持参し、投票所の受付に提出してください。投票所入場整理券が届かなかった場合や紛失された場合でも、選挙人名簿に登録されていれば投票できますので、投票所でその旨をお申し出ください。

■期日前投票

選挙の当日、職務や用務などの予定があると見込まれる方のために、期日前投票があります。

▶期間／7月5日（金）から7月20日（土）まで

※公示日の7月4日（木）は投票できません。

※曜日は問いません。

▶投票時間／午前8時30分から午後8時まで

▶投票場所／岬町住民活動センター

※投票所入場整理券裏面の宣誓書に記入し、お持ちいただく、名簿対照が早く済みます。

■不在者投票

○入院・入所中の方

病院や老人ホームなどに入院・入所中の方でも、その施設等が不在者投票指定施設であれば、ご本人の請求により、その施設で不在者投票をすることができます。選挙期間が限られているため、病院長や施設長にできるだけ早くお申し出ください。

○一時滞在地に滞在の方

仕事や学業などで岬町以外に滞在中の方でも、選挙人名簿に登録されている方は、岬町選挙管理委員会に投票用紙を請求した後、最寄りの選挙管理委員会の不在者投票所で投票することができます。岬町選挙管理委員会にできるだけ早くお申し出ください。

○郵便等による不在者投票

身体障害者手帳、戦傷病者手帳、介護保険の被保険者証をお持ちの方で、一定の要件に該当する選挙人の方は、自宅など現在いる場所で郵便等による不在者投票をすることができます。詳しくは、岬町選挙管理委員会までお問い合わせください。

■介助等について

・投票所内への介助などをご希望の方は、係の者にお声がけください。付き添いや介助をされる方も投票所内に一緒にお入りいただけます。

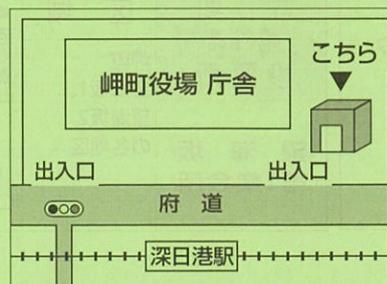
・ご自分で投票用紙に記載することができない場合には、係の者が投票用紙に記載する代理投票の制度があります。

・点字投票のご用意をしています。

・投票日当日、手話通訳者が待機しています。手話通訳者が必要な方は、投票時間等をできるだけ事前に岬町選挙管理委員会までご連絡ください。

■選挙公報等

選挙公報（候補者の氏名・政見などが記載されたもの）を7月19日までにお届けします。届かない場合は、岬町選挙管理委員会までお知らせください。



各投票所案内略図

岬町 第1投票所	区域 岬町淡輪 1区、2区、3区、 4区、5区、6区、 7区、8区、9区、 17区の各地区	
岬町立 町民体育館		

岬町 第8投票所	区域 岬町多奈川 港、平野、 平野北、 中、西、楠木、 中ノ峠 の各地区	
多奈川小学校 体育館		

岬町 第2投票所	区域 岬町淡輪 10区、11区、 19区 の各地区	
さくら会館		

岬町 第9投票所	区域 岬町多奈川 小島地区	
小島集会所		

岬町 第3投票所	区域 岬町深日 若宮、北出、 中出、南出、 千歳、陸出、 岬公園 の各地区	
深日会館		

岬町 第10投票所	区域 岬町多奈川 池谷、佐瀬川 の各地区	
池谷集会所		

岬町 第4投票所	区域 岬町深日 向出北、 向出南、 白雲台北、 兵庫、 門前の各地区	
向出老人 憩の家		

岬町 第11投票所	区域 岬町多奈川 犬飼、石橋、 横手 の各地区	
石橋集会所		

岬町 第5投票所	区域 岬町深日 緑1、緑2、緑3、 緑4、緑5、緑6、 緑7、緑8、緑9 の各地区	
緑会館		

岬町 第12投票所	区域 岬町淡輪 12区、14区、 15区、18区、 20区 の各地区	
青葉台 みさき自 治会館		

岬町 第6投票所	区域 岬町孝子 上孝子、 中孝子、 下孝子 の各地区	
中孝子 集会所		

岬町 第13投票所	区域 岬町淡輪 13区、16区 の各地区	
淡輪16区 集会所		

岬町 第7投票所	区域 岬町多奈川 朝日、小田平、 東の各地区	
岬町 文化センター		

岬町 第14投票所	区域 岬町 望海坂1、 望海坂2 の各地区	
望海坂 第1集会所		

問合せ▶ 岬町選挙管理委員会事務局 ☎492-2721 (直通)

第3次岬町地域福祉計画・ 地域福祉活動計画



平成31(2019)年3月

【地域福祉とは】

地域の住民一人ひとりが主役となって、年齢、性別、国籍、障がいの有無等にかかわらず、誰もがよりよく生きることのできる住みよいまちづくりの活動を地域の実情に応じて計画的に連帯して進め、その成果を次の活動に活かすという不断の取り組みのことです。

【福祉教育と福祉共育】

「福祉教育」とは、人権思想を基礎に福祉文化の創造や福祉のまちづくりを目的として、日常的な実践や運動に取り組む住民主体形成を図るための教育活動と定義されています。

一方、岬町が位置づける「福祉共育」は、子どもを含む地域住民が自分たちの生活課題を発見し解決できる力をつけるため、「大人も子どもも、共に学びあい、共に育ち、共に生きる力を育む教育」と位置づけています。

計画の概要

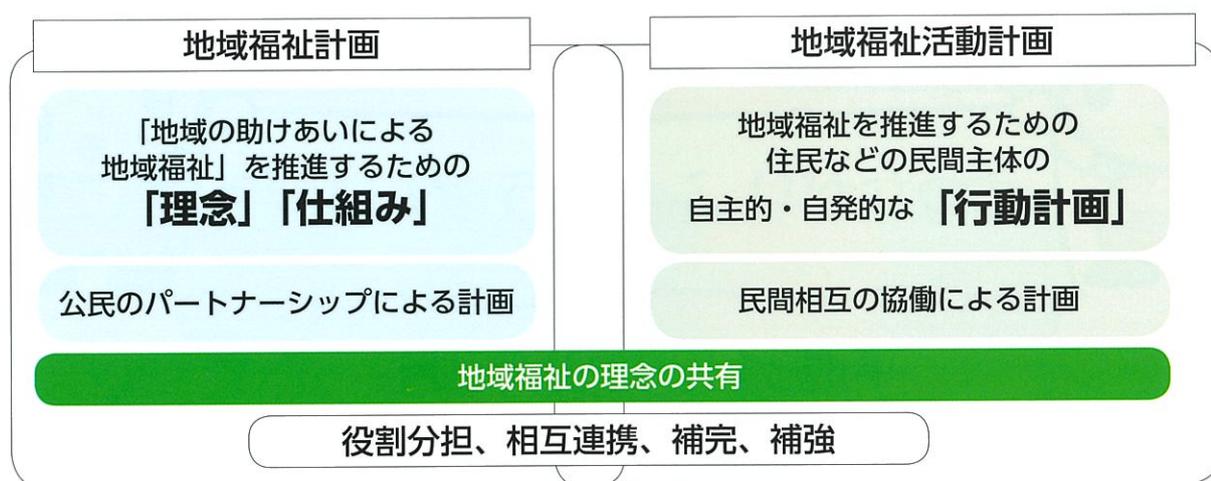
計画策定の趣旨

岬町が地域福祉の考え方の基本としている福祉共育の住民への浸透が、まだ十分とはいえない状況の中で、これまで以上に福祉共育を推進し、岬町で暮らすすべての住民の心をつなぎ、互いに支えあい、だれもが笑顔で暮らせる町の実現を目指すため「第3次岬町地域福祉計画・地域福祉活動計画」を策定しました。

計画の期間

本計画の計画期間は、平成31（2019）年度から平成35（2023）年度までの5カ年とします。

地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係



新たな上位概念となる地域共生社会の制度的位置づけ

〈地域共生社会とは〉

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会

「地域共生社会」実現の推進イメージ

我が事・丸ごとの地域づくり

- ◇住民主体による地域課題の解決力強化・体制づくり
- ◇市町村による包括的な相談支援体制の整備 等



サービス・専門
人材の丸ごと化

推進

- ◇地域福祉計画の充実、各種計画の総合化・包括化 等

施策体系図

基本理念

心つながり

ふれあう

みさき



基本目標 1 福祉を共に育む **担い手・地域づくり**

「子どもが変われば、大人も変わる・地域が変わる」をキーワードに、大人も子どもも地域の中で共に生き、学びあい、育ちあう「福祉共育」を、担い手の育成や福祉のまちづくりの基本として、展開していきます。



(1) 知る・ふれあう福祉共育の推進	① 福祉共育の啓発
	② 幅広い理解へ向けた啓発
(2) 支えあう担い手の育成	① 人材の育成・支援
	② 多様な地域組織の強化
(3) 地域のつながりの強化	① 地域の協働の促進

基本目標 2 公民協働で支えあう **地域の仕組みづくり**

住民主体の多様な場づくりや、そこから発生する住民主体の活動を推進するとともに、多様な見守りや、近年頻発する自然災害への対応、買い物等の生活課題、防犯対策について公民協働で取り組んでいきます。



(1) 住民主体の支えあい活動の推進	① 住民主体の場づくり
	② 住民主体の活動の推進
(2) 公民協働による福祉課題への対応	① 多様な見守りの推進
	② 防災・災害支援の充実
	③ 生活課題への対応
	④ 防犯・消費者啓発

基本目標 3 地域共生の実現を支える **基盤の整備**

基盤となる福祉サービスの充実や権利擁護の取り組み、生活環境の整備について、関係機関との連携や働きかけを進めていきます。また、地域資源を活用したアウトリーチ（地域に出向いた支援）も含めた福祉の総合的な相談支援とともに、幅の広い情報発信を推進します。



(1) 福祉基盤の整備	① 福祉サービスの充実
	② 地域包括ケアシステムの充実
	③ 権利擁護体制の充実・強化 (岬町成年後見制度利用促進基本計画)
	④ 生活環境の整備
(2) 相談・情報提供体制の強化	① 相談体制の強化
	② 情報発信力の強化

計画の概要

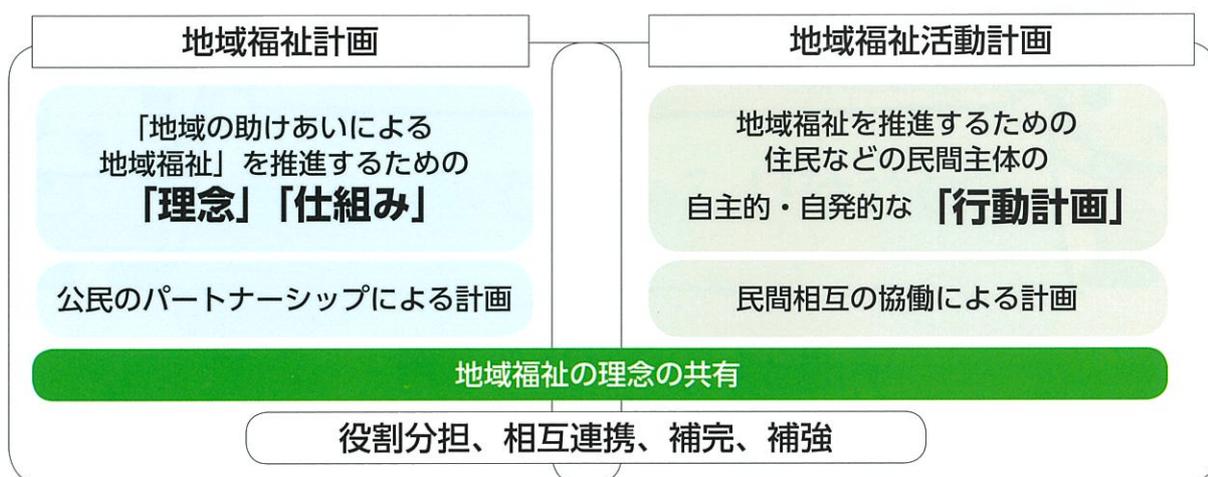
計画策定の趣旨

岬町が地域福祉の考え方の基本としている福祉共育の住民への浸透が、まだ十分とはいえない状況の中で、これまで以上に福祉共育を推進し、岬町で暮らすすべての住民の心をつなぎ、互いに支えあい、だれもが笑顔で暮らせる町の実現を目指すため「第3次岬町地域福祉計画・地域福祉活動計画」を策定しました。

計画の期間

本計画の計画期間は、平成31（2019）年度から平成35（2023）年度までの5カ年とします。

地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係



新たな上位概念となる地域共生社会の制度的位置づけ

〈地域共生社会とは〉

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会

「地域共生社会」実現の推進イメージ

我が事・丸ごとの地域づくり

- ◇住民主体による地域課題の解決力強化・体制づくり
- ◇市町村による包括的な相談支援体制の整備 等



サービス・専門
人材の丸ごと化

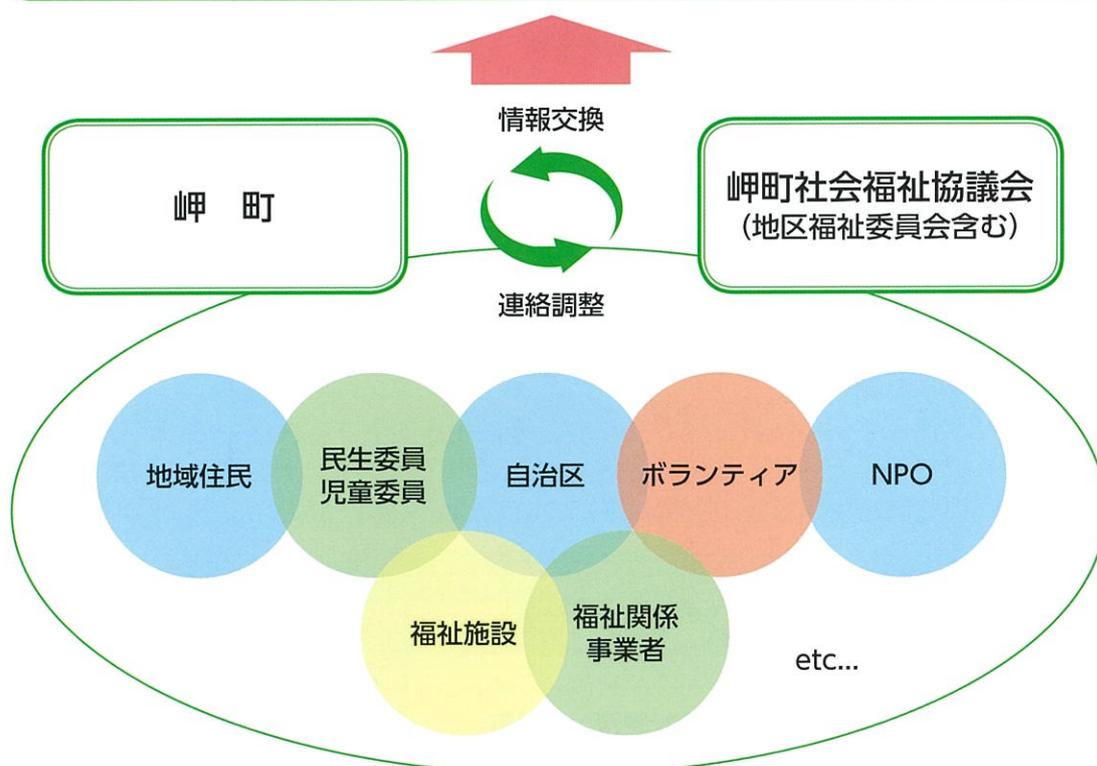
推進

- ◇地域福祉計画の充実、各種計画の総合化・包括化 等

地域福祉の推進体制

地域の多様な生活課題やニーズに対応していくためには、地域住民をはじめとした地域を構成する様々な主体と行政が連携して、潜在している多様な福祉ニーズに対応していくことが必要です。「岬町地域福祉計画・地域福祉活動計画」は、岬町と岬町社会福祉協議会が車の両輪として連携・協力を一層強化し進めていきます。そのため、随時、施策・事業の進行等に関して情報交換や連絡調整を行います。

「心つながり ふれあう みさき」の実現へ



また、地域福祉を推進するため、公的支援の充実以外に、地域住民をはじめとする、民生委員・児童委員、自治区、ボランティア、NPO、福祉施設・福祉関係事業者等と連携し、それぞれの役割のもと、協働による「心つながり ふれあう みさき」の実現に向けたまちづくりを進めていきます。

※ 「第3次岬町地域福祉計画・地域福祉活動計画」本編は岬町HPに掲載しています

第3次岬町地域福祉計画・地域福祉活動計画【概要版】

編集・発行

岬町 しあわせ創造部 福祉課 福祉係
社会福祉法人 岬町社会福祉協議会

土砂災害特別警戒区域内の住宅について 解体・移転費用 を補助します！

災害に強いまちづくりの観点から、土砂災害が発生した場合、被害のおそれがある区域（土砂災害特別警戒区域等）に建てられた住宅について、解体費用及び、安全な区域への移転費用の一部を補助します。

補助内容①：解体費用 最大 97.5万円※

補助内容②：移転先住宅の新築・購入・改修に係る

借入額の利子分 最大 415万円※

（但し、年利率8.5%を限度とする）

●対象となる住宅（主な条件）※

- 土砂災害特別警戒区域内にある土砂災害に対する補強を行っていない住宅
土砂災害特別警戒区域とは……土砂災害防止法に基づき大阪府が指定した区域
※土砂災害特別警戒区域をご確認の際は図面を閲覧できますので
下記窓口でご相談ください。

●対象となる方（主な条件）※

- 土砂災害特別警戒区域内の住宅の所有者の方
- 他の補助金を利用されていない方

※ 申請には上記以外にも補助の対象となる一定の基準があります。

※ その他、詳細については、担当窓口までお問い合わせください。

お問い合わせ先

岬町 都市整備部 土木下水道課 土木係（役場1階 一番奥左手）

電話番号：072-492-2744（土木係 直通）

お電話の際は、「土砂災害警戒区域内にある住宅の除却・移転の件」とお伝え下さい。

執務時間：午前9時～午後5時30分 閉庁日：土・日・祝祭日・年末年始